

参 考 資 料

[中小法人・公益法人等(地方税)]

平成 26 年 5 月 9 日 (金)

総 務 省

目 次

・法人課税の概要(平成26年度改正ベース).....	1
・租税特別措置の地方税への影響の仕組み.....	2
・付加価値額の各生産要素に対する中立性.....	3
・雇用安定控除について.....	4
・賃金が増加した場合の付加価値割の例.....	5
・法人住民税の概要.....	6

法人課税の概要(平成26年度改正ベース)

※ 税収はH26収入見込額

**法人税
(国)**

10.0兆円

※ 税収の34%は地方交付税の原資

所得

$$\times \text{税率 } 25.5\% = \text{法人税額}$$

**地方法人税
(国) ※新設**

※ 税収の全額が地方交付税の原資
法人住民税法人税割の一部(約0.6兆円)
を国税化したもの

法人税額

$$\times 4.4\%$$

※ H26.10.1以後適用税率

**法人住民税
(県・市)**

2.7兆円

法人税割 { 市
 { 県

均等割

法人税額

$$\times 12.3\% \quad (9.7\%) \quad 1.6\text{兆円}$$

法人税額

$$\times 5\% \quad (3.2\%) \quad 0.6\text{兆円}$$

※ ()内はH26.10.1以後適用税率
0.5兆円

**法人事業税
(県)**

4.8兆円
(2.2兆円)

※ ()内は地方法人特別税
(内数)

【資本金1億円超の普通法人】 2.8兆円

所得割

所得

$$\times 7.2\% \quad 2.2\text{兆円}$$

外形標準
課税

付加価値割

付加価値額
(収益配分額+単年度損益)

$$\times 0.48\% \quad 0.4\text{兆円}$$

資本割

資本金等の額

$$\times 0.2\% \quad 0.2\text{兆円}$$

【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】 1.6兆円

所得割

所得

$$\times 9.6\% \quad 1.6\text{兆円}$$

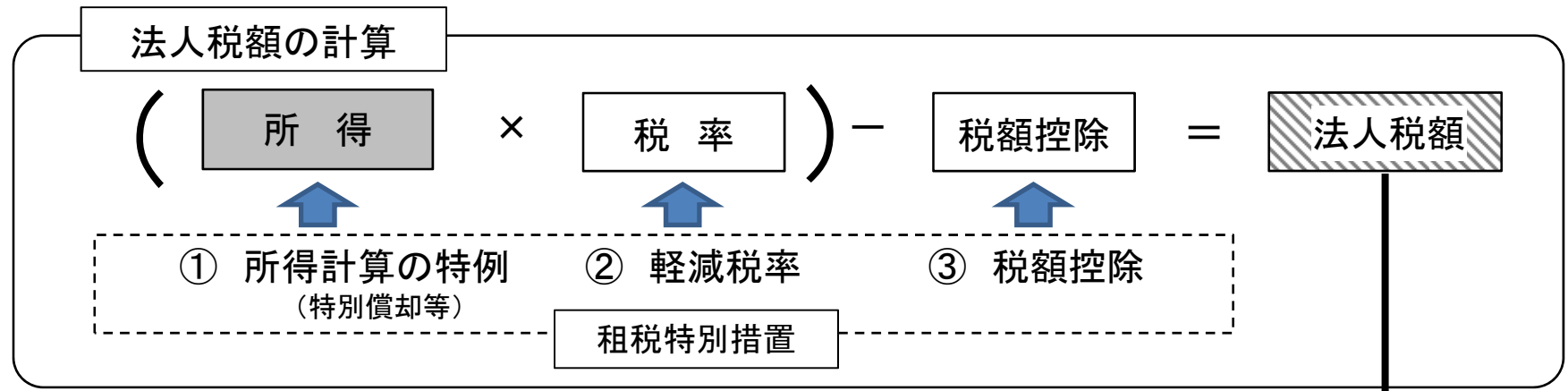
【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】 0.4兆円

収入割

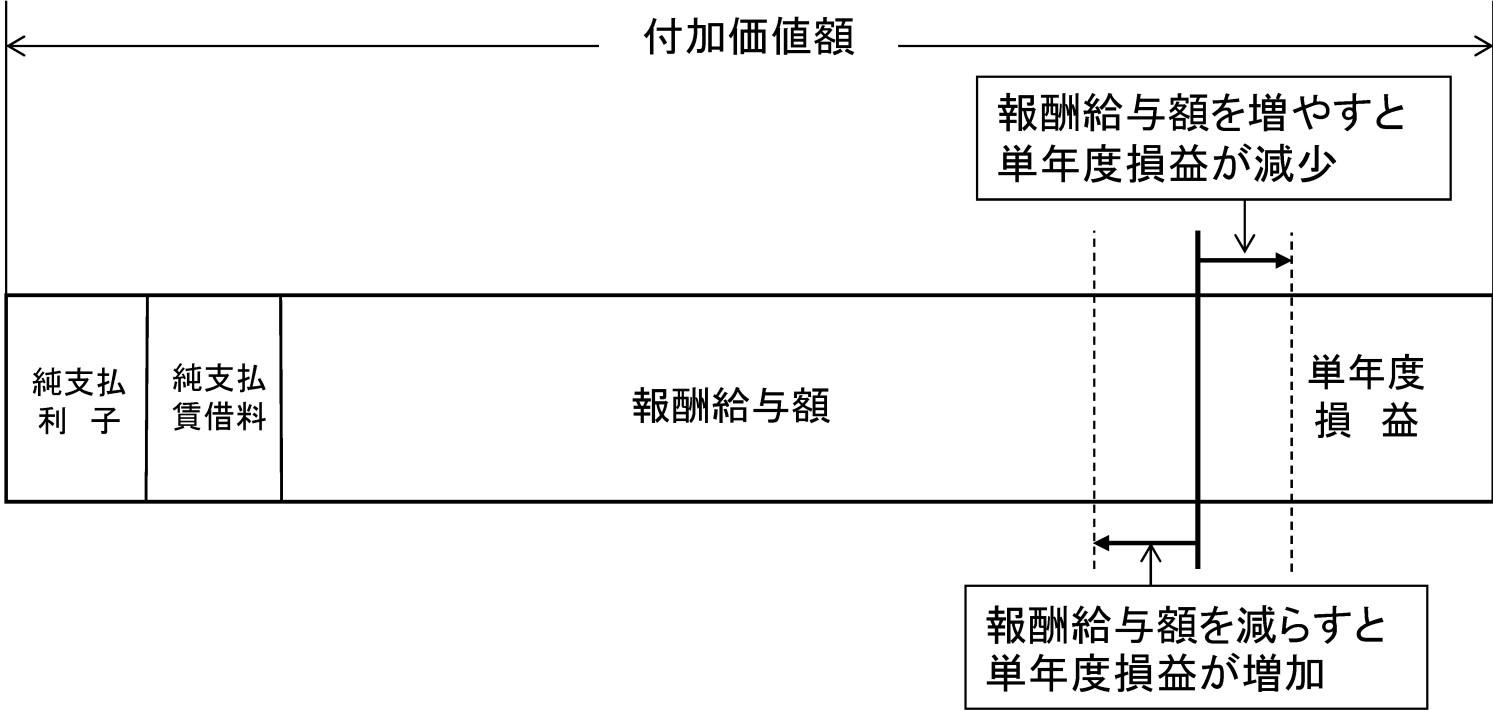
収入金額

$$\times 1.3\% \quad 0.4\text{兆円}$$

租税特別措置の地方税への影響の仕組み



付加価値額の各生産要素に対する中立性



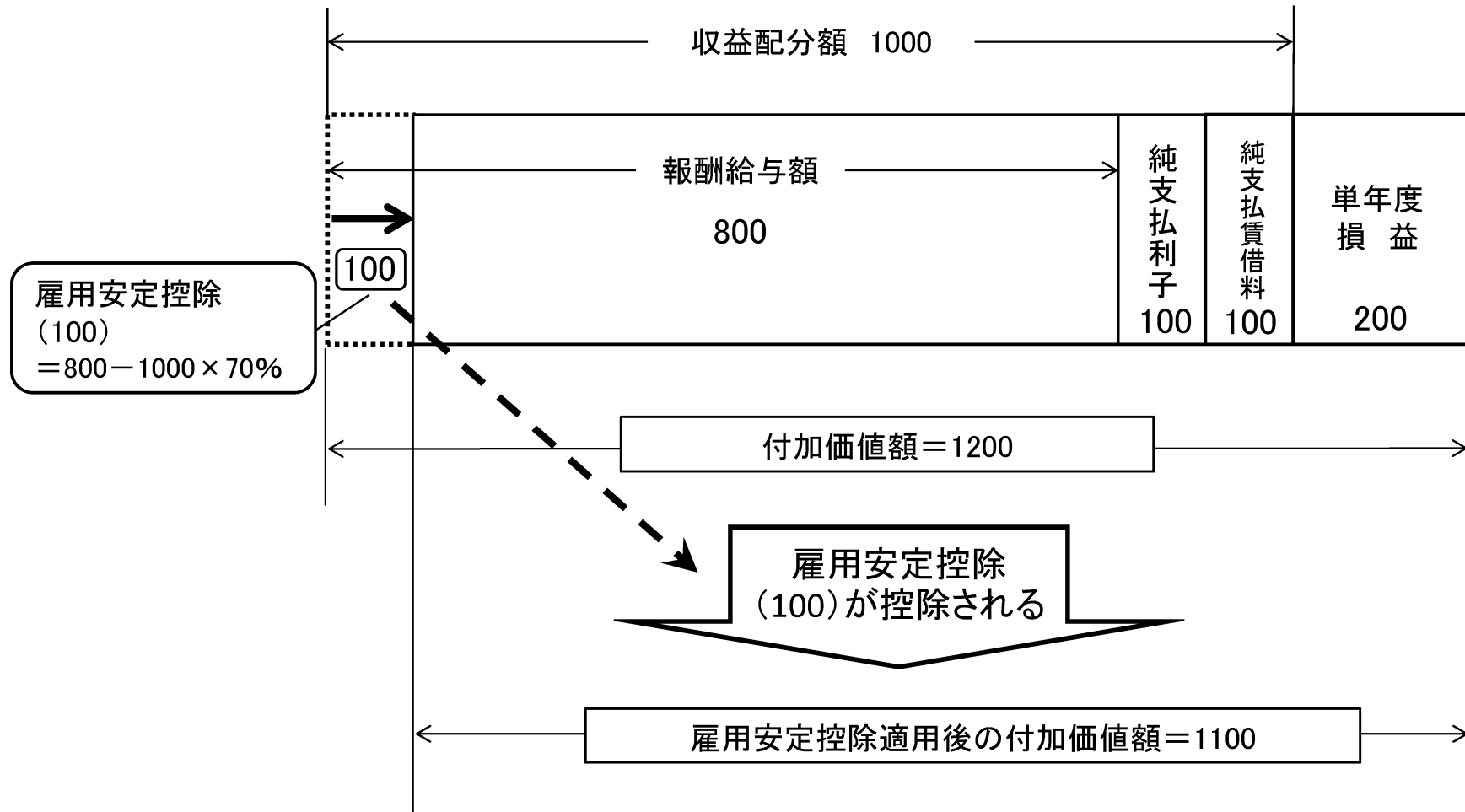
付加価値額は、各生産要素の選択に関して中立的
報酬給与額を増減しても、税額は一定

雇用安定控除について

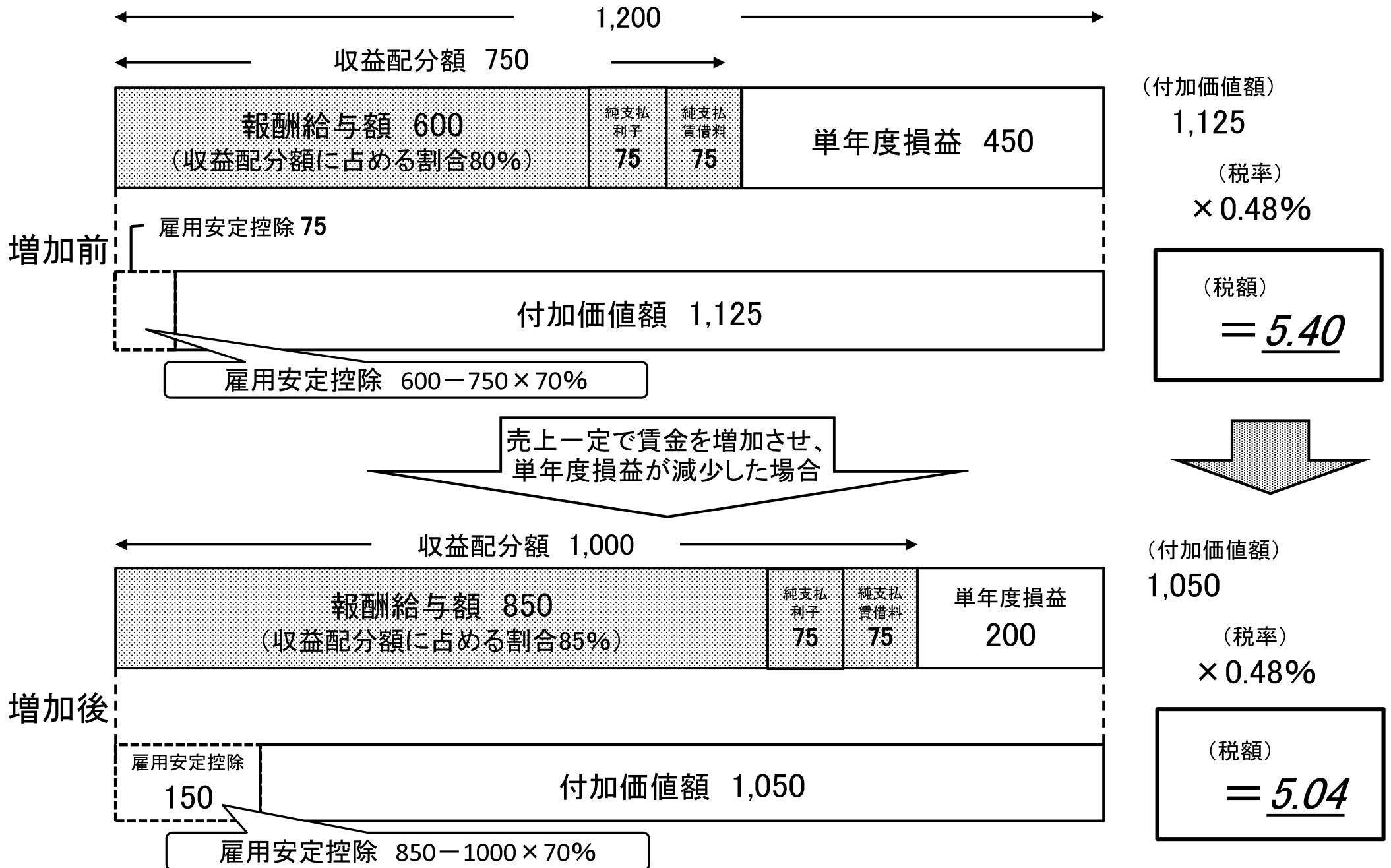
報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合、付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

$$\text{雇用安定控除額} = \text{「報酬給与額」} - \text{「収益配分額」} \times 70\%$$

【具体例】



賃金が増加した場合の付加価値割の例



法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。

法人住民税

[税収]

都道府県：7,299億円

市町村：18,854億円

均等割

資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：2～80万円(制限税率なし)

市町村民税：5～300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

[税収] 都道府県：1,365億円 市町村：3,983億円

法人税割

法人税額に応じた負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：法人税額の5% [法人所得の1.28%相当] (制限税率6%)

[3.2% [法人所得の0.82%相当] (制限税率4.2%)]

市町村民税：法人税額の12.3% [法人所得の3.14%相当] (制限税率14.7%)

[9.7% [法人所得の2.47%相当] (制限税率12.1%)]

[税収] 都道府県：5,924億円 市町村：14,871億円

※下段の税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度より適用される税率

* 税収は、平成24年度決算額(超過課税を含まない。)